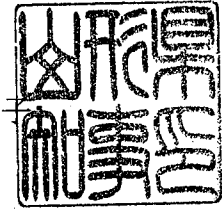


み 自 第 107 号

平成 28 年 5 月 13 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

山形県知事 吉村 美栄 様



(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価方法書に対する
意見について (提出)

環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

担当：山形県環境エネルギー部
みどり自然課 福島、後藤
電 話 023-630-3042
F A X 023-625-7991

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価方法書
に対する山形県知事意見

1 粉じん、騒音及び振動

工事用資材等の搬出入における粉じん、騒音及び振動並びに施設の稼働における騒音の影響の評価に際し、現況からの増分による影響についても予測及び評価すること。また、その結果を踏まえ、車両の運行計画を検討すること。

2 電波障害

対象事業実施区域の北東に位置する高館山と南西に位置する温海岳に県及び鶴岡市が運用する防災無線等の中継局があり、対象事業実施区域がこれらの中継局を結ぶラインに近接している。このため、中継局と対象事業実施区域の位置関係を踏まえ、風車の設置による影響について予測及び評価すること。

3 動物

- (1) 詳細な工事場所が未定であるため、動物の定量的な調査を行う地点を設ける際は、植生区分だけでなく、対象事業実施区域全体を網羅するよう配置を検討すること。
- (2) クマタカは2～3年に1度の割合で繁殖する可能性があるため、調査期間中に繁殖中の営巣場所を発見できないことも考えられる。その場合であっても、過去に使用した営巣場所についての情報を収集し、営巣・繁殖状況の把握に努めること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響について評価する際は、事業によるマイナスの面についても十分検討したうえで、近隣住民及び利用者が、プラスの面及びマイナスの面の両方を総合的に考えることができるよう、十分説明すること。

5 残土捨場

残土捨場の位置を選定する際は、建設機械の稼働にともなう窒素酸化物、粉じん等、騒音若しくは振動によって影響が生じるおそれがあるかどうかを検討すること。その結果、著しい影響が予測される場合は、適切に対応すること。